

○内閣府  
文部科学省令第六号  
厚生労働省

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第五十六号)の施行に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第十三条第二項及び第十五条第六項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年八月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三  
文部科学大臣臨時代理

国務大臣 山口 俊一

厚生労働大臣 塩崎 恭久

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令  
次に掲げる命令の規定中「第十八条の十八第一項」の下に「国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七十七号)第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある幼保連携型認定こども園にあっては、同条第八項において準用する場合を含む。」を加える。

一 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成二十六年文部科学省令第一号)第五条第三項の表備考第一号

二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成二十六年文部科学省令第二号)第十二条

附 則  
この命令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年九月一日)から施行する。